

●支給条件

国民年金、厚生年金に加入している人が、何らかの病気や事故で一定の障がい状態になった場合、支給要件を満たしていれば「障害給付」が受けられます。

等級（障害の程度）は、障害者手帳の等級とは異なりますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

●支給月

6月、8月、10月、12月、2月、4月

●窓口

区 分	届出受付窓口	支給に関する相談窓口
国民年金（障害基礎年金）	各区役所 長寿保険課	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所
特別障害給付金	各区役所 長寿保険課	
厚生年金（障害厚生年金）	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所	

中 区 長寿保険課	☎457-2211	東 区 長寿保険課	☎424-0183
西 区 長寿保険課	☎597-1166	南 区 長寿保険課	☎425-1582
北 区 長寿保険課	☎523-2864	浜北区 長寿保険課	☎585-1125
天竜区 長寿保険課	☎922-0021		

浜松西年金事務所 ☎456-8511（自動音声案内[1]）（〒432-8015 中区高町 302-1）
 浜松東年金事務所 ☎421-0192（自動音声案内[1]）（〒435-0013 東区天龍川町 188）

※年金事務所に来所するときは、事前予約をお願い致します。

予約の申込は、予約受付専用電話年金ダイヤル☎0570-05-4890 または年金事務所で受付しています。

